# 出雲推奨商品「おいしい出雲」募集要領

(第4期 認定商品募集)

# 1. 目的

本要領は、別に定める出雲推奨商品「おいしい出雲」認定要綱に基づき、出雲推奨商品 認定委員会(以下、「委員会」という。)が、出雲市内において生産又は製造されている魅 力ある食品を出雲推奨商品「おいしい出雲」として認定し、積極的に情報発信することで、 販売促進及び販売意欲の向上を図ることを目的とし、募集を行うものです。

# 2. 認定制度、認定委員会、認定メリット 等

(1)出雲推奨商品「おいしい出雲」とは

出雲推奨商品認定委員会が、認定要項に基づき認定する、食の縁結び商品です。 認定された出雲推奨商品を消費者等に対し、積極的に情報発信することで、商品の販売促進、製造事業者の販売意欲の向上を図ることを目的とした認定制度です。

-出雲推奨商品「おいしい出雲」(認定基準の例)※認定基準の詳細は 8. 認定基準参照 -----

- □ 出雲市内で生産又は製造された商品
- □ 出雲市内で生産・採取されたものを主な原材料とした商品
- □ 消費者が安心して購入するための基準を満たした商品(食品表示、衛生管理、保険加入等)
- □ 「おいしさ」が伝わる商品(出雲の食文化、見た目、商品説明等)
- □ 「出雲にちなんだ商品」(ネーミング、風土·歴史、ソウルフード等)
- □ 魅力があり、販売拡大が期待できる商品

# (2)出雲推奨商品認定委員会

委員構成: 商工団体・支援機関、農業協同組合、特産品等製造事業者団体、出雲市

実施事業:①出雲推奨商品の認定、変更、取消

- ②出雲推奨商品に関する積極的な情報発信
- ③出雲推奨商品の販売促進、販路拡大支援

# (3)認定メリット

認定された商品は、認定委員会、支援機関によって情報発信、販売促進支援、販路 拡大等支援を実施します。

認定委員会		認定事業者
事業	実施内容	メリット 等
認定	商品の審査、認定	■第三者(認定委員会)による認定 食品表示、衛生管理、商標侵害等、消費者が 安心して購入するための基準を満たした商品 であることを認定
情報発信	パンフレットの製作、配付 (ターゲット別パンフレット)	□自社商品がターゲットとする市場・顧客に合 うパンフレットに掲載可能(有料)
		□認定商品を一元的にポータルサイトで紹介
	その他PR、広告 (パブリシティ広告、デジタル広告等)	<ul><li>■様々な広告媒体を通じ、推奨商品のPR、広告が可能</li></ul>

認定委員会		認定事業者
事業	実施内容	メリット 等
販売促進	認定証発行、ロゴシール販売	□認定証掲示、ロゴシール(有料)貼付による他 商品(認定外商品)との差異化(付加価値)
	販促ツール制作、貸出(POP、装飾品等)	□推奨商品として、販促ツールの利用が可能 (一部販促ツールは有料貸出)
	「おいしい出雲」フェア開催、特設コーナー等設置(小売店、商業施設等)	<ul><li>□販路開拓、販路拡大 (通常取引の無い店舗等との取引、販売等)</li></ul>
	「おいしい出雲」2次利用 (ギフトセット、ふるさと納税返礼品等)	□販路開拓、販路拡大 (推奨商品としての取引、販売)
	顧客の創造事業 (コミュニティ形成、出雲ファン獲得)	□未注力市場への販路拡大

# 3. 申請資格

- (1)出雲市内に主たる事業所を有する法人又は団体
- (2)出雲市内に住所を有する個人
- (3)出雲推奨商品「おいしい出雲」認定制度の趣旨に賛同し、認定委員会が実施する情報発信、販売促進事業に協力できること。
- (4)宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- (5)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は、それらの利益となる活動を行う者 ではないこと。
- (6)公序良俗に反する著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。

# 4. 申請対象商品

生鮮食品、加工食品及び飲料などの飲食物であって、JANコードを取得したもの、又はこれから取得予定のもの。

# 5. 申請期間

令和5年(2023)4月12日(水)  $\sim$  令和5年(2023)5月31日(水)

# 6. 認定期間

令和5年(2023)9月1日 ~ 令和10年(2028)3月31日(4年7か月間)

#### 7. 認定費用

認定登録料 1商品につき 10,000円(税込)

# 8. 認定基準

- (1)出雲市内で生産・採取又は製造・加工された商品、若しくは出雲市内で生産・採取されたものを主な原材料として使用し、市外で製造・加工された商品
- (2)消費者が安心して商品を購入するために義務付けられている食品表示法に基づいた食品表示がある商品

- (3)関係法令に基づいた衛生管理を行った場所で製造された商品
- (4)製造物責任法 (PL法) 第3条に規定される損害賠償責任を果たすことができるよう責任保険に加入しているものが製造した商品。

ただし、製造物責任法(PL法)の対象外となる商品は除く。

- (5)特許権及び商標権を不当に侵害していない商品
- (6)表示ラベルに申請者の名称が記載された商品
- (7)出雲市以外で生産又は製造されていることを連想させる商品でないこと。
- (8)「おいしさ」について、次のア〜エのいずれか1つ以上にあてはまる商品である。 ア 出雲の食文化を表したおいしさである
  - イ 商品の見た目(中身)からおいしさが伝わってくる
  - ウ 商品の説明(外見)からおいしさが伝わってくる
  - エ 出雲の推奨商品として他者に勧めたいおいしさである
- (9)「差別化」について、次のア又はイのいずれか1つ以上にあてはまる商品である。 ア 出雲に因んだ商品
  - 例)下記のようなものを出雲に因んでいる商品とする。
    - ・ネーミングやパッケージに「出雲」の表記がある商品
    - ・出雲市民が見て出雲を連想できるパッケージデザイン
    - ・出雲の風土・歴史・謂れ等を活用している商品
    - ・出雲市民がソウルフードと認める商品
  - イ 商品に魅力があり、将来、販売拡大に期待が持てる商品
    - ・「パッケージ」「ネーミング」「製造方法」「想定する販路と販売プランとの バランス」「バイヤー視点での取り扱いやすさ」を総合的に判断する。

#### 9. 審査

認定基準に基づき、出雲推奨商品認定委員会が審査します。

# 10. 申請方法

ポータルサイトに必要事項を入力し、申請してください。(オンライン申請)

[手順1] 申請システム アカウント作成 (ユーザー登録)

URL: https://oishii-izumo.jp/application/ または 右記QR

□ 事業所名、担当者名、メールアドレス、任意パスワードの入力、送信



- □ 認定事業者用ページからログイン (メールアドレス・パスワード入力)
- □ ログイン後、必要事項を入力 ※必要事項は「11.申請に必要な事項等」参照

# [手順3]申請商品サンプル提出

※商品サンプルの提出期間は、改めてご案内します。



【注意事項】①アカウント作成にはメールアドレスが必要です。 (メールアドレスをお持ちでない事業者の方は事務局へご相談ください。) ②申請は、パソコンから行うことを推奨します。

# 11. 申請に必要な事項等

(1)事業者情報入力ページ [様式第1号、様式第2号 関連]

事業者名 所在地(事業所、工場) 代表者 URL Eメール 電話、FAX 社員数年間売上額 Instagramアカウント 担当者名 担当者連絡先

- (2)商品情報入力ページ [様式第2号関連]
  - ①自己評価

販売エリア・方法 産地・原材料 食品表示 衛生管理 損害賠償責任 産業財産権 表示ラベル 想起

②商品特性·取引情報

提供可能時期 消費・賞味期限 主原料産地 [JANコード] 内容量 希望小売価格 1 ケースあたり入り数 保存温度帯 発注リードタイム 販売エリア制限の有無 納品単位(最大・最小ケース) サイズ・重量(ケース) 取得認証 ターゲット(売り先・顧客) 利用シーン 商品特徴・商品写真 アレルギー表示 生産・製造工程(ポイント・写真)

③品質管理

商品検査有無 衛生管理[生産・製造工程] 衛生管理[従業員] 衛生管理[施設・設備] 危機管理体制[担当者、担当者連絡先、保険加入等]

- (3)添付書類
  - ①製造物責任法 (PL法) に規定されている、損害賠償責任を果たすことのできる 責任保険の加入を証明するものの写し等・・・1部
  - ②HACCP に沿った衛生管理を行っていることが分かる書類の写し・・商品毎に1部
    - (例) 衛生管理計画、記録簿の写し など
      - ※製造を他社に委託している場合は、実際に製造している工場のものを提出 ※JFS、FSSC22000、IS022000、SQF など、HACCP を要件としている民間認証を 取得している場合は、認定証等の写しで可。
      - ※一次産品及び厚生労働省ホームページ上に手引書が出ていないカテゴリについては、現在実施している衛生管理について、商品情報入力ページの品質管理情報にできる限り詳しく記入

# 12. 注意事項等

- (1)季節的商品等、申請期間中に商品が製造されていない場合でも、商品パッケージ(食品表示記載があるもの)と商品封入時の写真があれば申請することができます。
- (2)第3期認定商品(認定期間:R2年4月1日~R5年8月31日)であっても、第4期 認定を受けるためには新たに申請が必要となります。
- (3)申請に関する相談会(入力説明・補助)の開催を予定しています。 詳細は、事務局までお問い合わせください。

- (4)第3期認定まで製作していたガイドブック「おいしい出雲」は、内容、数量等を変更し、市場・顧客等ターゲット別の『パンフレット』を複数製作する予定です。 詳細については、7月頃を目途に、お知らせします。
- (5)認定後、一定期間ごとに認定商品の販売実績及び新規販路について調査を予定していますので、ご協力をお願いします。

# お問い合わせ先

出雲推奨商品認定委員会(事務局:NPO法人ミライビジネスいずも)

【連絡先】住 所:〒693-0002 島根県出雲市今市町北本町3-2-1

電 話: (0853) 25-2488 FAX: (0853) 24-0086

メール: izumo0141@mirabiz.or.jp

担 当:多々納、井戸原